

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示するとともに、当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供する。

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに阪南市長に意見書を提出することができる

令和3年4月16日

阪南市長 水野 謙二

1 届出の概要

(1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）代表取締役 神吉 康成

（変更後）代表取締役 大桑 弘嗣

イ 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別表1（変更前）のとおり

（変更後）別表1（変更後）のとおり

(2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

阪南市下出167番地の1

オークワわくわくシティ尾崎店

(3) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社オークワ 代表取締役 大桑 弘嗣

(4) 変更年月日

ア 令和3年2月21日

イ 令和3年2月21日ほか

2 届出年月日

令和3年4月9日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年4月16日から令和3年8月16日まで

(2) 縦覧の場所

阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所市民部まちの活力創造課

4 意見書の提出先

〒599-0292

阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所市民部まちの活力創造課

TEL 072-471-5678